

# 八代市農林水産業体験事業補助金

八代市内で農林水産業体験（市内で産出される農林水産物の栽培や収穫、加工等の体験をいう。）を実施する事業者に対し、事業に必要な経費の1/2（補助金上限5万円）を補助します。

## ＜事業の目的＞

八代市で実施する農林水産業体験事業により、市内外の人との交流の促進、本市及び本市の農林水産物のPR、地域の賑わいの創出等を通じて農林水産業の活性化を図るため、本事業を行う者に対し、支援を行います。

## 補助対象事業

次の要件すべてを満たす事業が対象となります。

- （1）令和8年3月15日までに、市内で農林水産業体験を実施するものであること。
- （2）八代市外の者に対しても、広く募集を行うものであること。
- （3）八代市内のみでの交流や、福祉、教育等を目的としたものでないこと。

## 補助対象経費

農林水産業体験を行うための次の経費について補助を行います。

（1）消耗品・備品費	参加者用の軍手・マスク・消毒液、椅子、机、テント等
（2）工事費	駐車場の整備、水道・トイレ設備の整備等
（3）広告宣伝費	チラシ、パンフレット、看板、ホームページ作成等
（4）賃借料	簡易トイレ、テント、ガス器具等のレンタル料

（備考）通常の農林水産業の経営に要する経費は補助の対象となりません。

## 補助金額

補助対象経費の1/2 <補助金額上限5万円>

※消費税は対象外。補助金額の計算で千円未満の端数が出た場合は切り捨てた額。

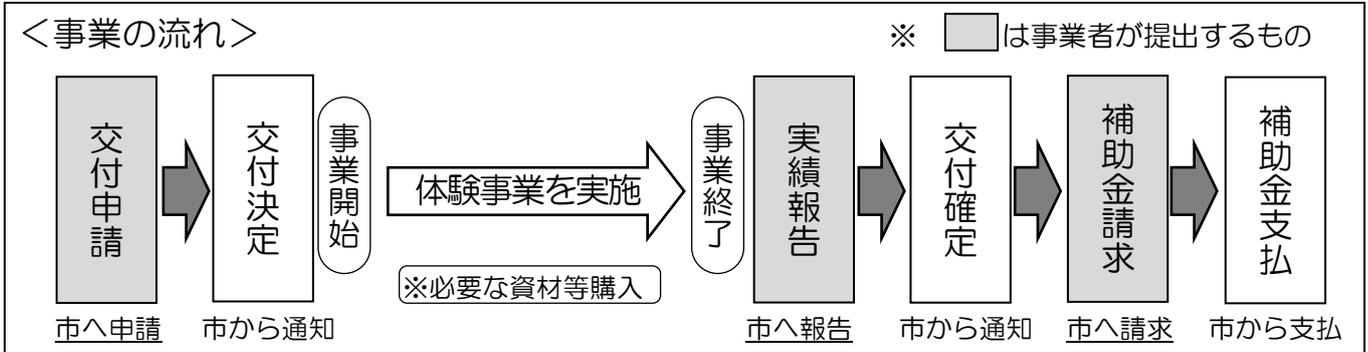
## 補助対象者

次の要件を全て満たすもの。

- （1）八代市に住所、事務所又は店舗（支店等含む）を有するもの。
- （2）市税の滞納が無いこと。

## その他

- ・国・県の補助制度その他の補助制度で補助を受ける事業（予定含む）は対象外です。
- ・交付決定より前に購入したものは対象となりません。
- ・一つの事業者につき、申請は1回限りです。
- ・予算に限りがありますので、申請多数の際はお断りする場合があります。



## ○提出書類一覧

### 交付申請

#### 【提出する書類】

- 交付申請書
- 事業計画書
- 見積書の写し

### 実績報告

#### 【提出する書類】

- 実績報告書
- 事業実績書・収支清算書
- 体験事業の写真
- 領収書の写し
- 購入した物等の写真
- 体験事業で使用時の写真

### 補助金請求

#### 【提出する書類】

- 補助金請求書
- 通帳の写し（※振込口座確認のため）

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

#### 【お問合せ先】

八代市フードバレー推進課

TEL：0965-33-8780